

はじめに

東谷 智（ひがしたにさとし） 日本近世史（藩政、支配、行政）
長岡藩（越後）、彦根藩（近江）、藤堂藩（伊賀・伊勢）、福本藩（播磨）

1. 『土工記』のあらまし

◎書誌事項

- ・筆者－富永庄助（普請奉行・・・河川の維持管理を担当）
- ・成立年－宝暦9年（1759）
- ・全5冊（うち2冊は文章のみ、3冊は川図入り）

◎川図にみる河川情報

- ・川上から川下へ
- ・土手の長さ・高さ
- ・文字のみの情報／川図による情報
- ・追加情報・・・後述

*河川の維持管理に必要な基本的な情報－河川ごとにまとめられる

*土木技術に関わる情報－技術書としての側面

*普請奉行の職務マニュアル

2. 『土工記』の成立

◎富永庄助の序文

- ・『土工記』の構成－全5冊（「壺」「廊」／「弍」「三」「五」）
- ・「壺」の冒頭
 - ①出雲国の川－「良民良田に害を為すこと少なからざるなり」
「井田、稼ぎを失い、居民、溺死の憂いにおちいる」
 - ②普請奉行の最重要任務－「あらかじめその防ぎを設く」＝治水対策
 - ③序文の最後－「ときに宝暦己卯暦（宝暦9年）初め、
「縄墨」より「教閲」までを終わうるに筆す」
職務マニュアルを内容ごとに分類「縄墨」「材木」「丁場」「小人」など
- *「縄墨」～「教閲」－「壺」にすべて含まれる
- *「教閲」の後に「終」とある
→宝暦9年に富永庄助が書いたのは「壺」のみ

◎なぜ宝暦9年か？

- ・「宝暦九卯、奉行より申談控」－普請奉行への指示
御普請方古来よりの手懸かり場所、この度相改め印し杭打ち、なお又帳面に
その場所・境・川筋の間数・土手の長さ等迄相記し、御用所へ差し出し候間、
以来この定め他少しも手懸かりの儀無用の事に候
- ・印し杭の設置、帳面の作成（御用所へ提出）
- ・帳面へ記載されていない事柄－「無用」

＊普請奉行の管轄範囲の確定

廊普請と云うは元来高役場所なり、御普請所近辺に大破に及びたる高役場ありしを、役所の取り計らいとして公物を以て廊に取繕い遣わす場所なり、畢竟筋なき事也（「三」の冒頭）

＊「御普請」の箇所精選－「元方べり合い」

◎『土工記』の性格

・財政規律の見直し

①普請奉行の職務マニュアルを作成（「壺」）

②普請奉行の管轄を示す台帳の作成（「弐」～「五」）

3.『土工記』の改訂

◎御用所の「帳面」（「弐」～「五」）

・追加情報－宝暦以降の普請についての注記

「寛政六寅三月御普請方より内取り普請これあり、・・・」

「寛政三亥四月多久谷川御普請積もり差し出し、・・・」

・下限は天保 15 年（1844）

＊管轄台帳の更新・改訂が行われる

◎「帳面」の注記

・寛政 3 年（1791）の注記（「五」）

「奉行衆土工記に付け帳これ有り度き由、印し置き候事」

①『土工記』と呼ばれる書籍がある

②御用所の「帳面」が『土工記』と呼ばれている

③普請奉行の命によって注記をする下級官僚の存在

－役所における『土工記』の管理

◎『土工記』（5 冊本）の成立

・「廊」の追加－「べり合い害を論ず」

凡そ当役所害有る事多し、これを知りて慎み守り、殿り合いは自ずから相立つべし、よって左に害を尽くして奉行の秘録とす

・分類分け（「縄墨」「小人立」「材木」「丁場」など）

－「壺」に対応している

・害の例

年中郷中に居てお願いの普請多し、対する者は土民也、更に慎むべき人もなし、善悪の顕るる事薄きが故に、奉行を始め諸役人怠り生じ安し、下としては馴み合いあり、これよりして最良の普請有りて自然と不同これ有る事也

・治水対策－藩領の人々が生活するために必要

生活の成り立ちの保証－藩主の勤め（「仁政」）

・平等－「最良」「不同」×・・・適切な「富の再配分」が求められる

・「廊」の記述－宝暦 11 年（1761）の事例が含まれる

＊「壺」の成立（宝暦 9 年）の後、「廊」が追加される

＊財政規律の実施状況に鑑み、問題点を指摘

＊その後、5 冊本の『土工記』となる

4. 富永庄助とは

◎履歴（『松江藩列士録』）

- ・宝暦6年（1756）閏11月12日 普請奉行就任
- ・宝暦9年7月11日 「出精相勤めるに付いて御帷子これを拝戴なさる」
- ・同年12月28日 勘定奉行（御勝手方）と普請奉行を兼ねる
- ・宝暦10年9月26日 「普請方の儀出精に付いて御上下これを下さる」
- ・宝暦12年4月16日
普請方諸絵図等明細に仕立て度々これを差し出し、後來に至る御普請方勤めの元立ちと相成る御役分、至って深切の趣委しくお聴きに達するの旨仰せ渡され、御給これを下さる
- ・同年8月23日 普請奉行・勘定奉行から用人へ昇任
- ・宝暦14年4月9日
御勝手方出精相勤める段御聞に達し、御上下一具これを下さる
- ・明和5年（1768）6月18日
この度御立派御用懸り仰せ付けらるところ、別して打ち込み出精相勤めるに付いて、御役料の内高に結び、御加増二十石これを下され、都合百五拾石
- ・明和6年1月18日 没

* 土木官僚と財政官僚の兼務

* 富永庄助が行った普請方の「べり合い」一下からの改革

* 立派改革の源流（≠上からの改革）

おわりに

◎地方書の時代

- ・地方書－地方行政に関わる職務マニュアル
- ・江戸時代中後期－実務官僚による地方書の作成
- ・行政機構の成熟

◎藩政改革

- ・行政機構の改編や財政規律
- ・地方行政に明るい有能な官僚

【参考文献】

- ・吉野蕃人「『土工記』に見る河川整備」
（乾隆明編著『松江藩の時代』山陰中央新報社、2008）
- ・『松江市史』史料編5 近世1（松江市、2011）